

# 8 知っておきたい制度や用語

## 1 金利

### 固定金利

償還終了まで貸付時の金利を適用  
ただし、すまいる住宅貸付の特約固定金利は設定から特約期間終了までの適用

### 変動金利

	すまいる住宅貸付	一般住宅貸付
金利見直し時期 (※1)	年 2 回 2 月 ・ 8 月      4 月 ・ 10 月	
金利改定に伴う変更内容	下欄の「償還額の見直し時期」および償還額変更が必要となった場合(※2)等を除いて償還額は変更されません。ただし、償還額の内訳割合(貸付元金と支払利息)の変更となります。	
償還額の見直し時期	基準の範囲内で希望の償還額に変更が可能です。(償還方法の変更は不可)償還額変更は随時受付しています。(毎月1回、申込書提出の翌月より変更)	償還開始から5年経過後に見直し変更します。以後、見直し変更は5年ごとに行います。償還額は、当会の算出方法により決定された額です。

- ※1 金利見直し時期は、金融情勢等により変更になる場合があります。  
 ※2 すまいる住宅貸付については、以下の状況になった場合に償還額を変更していただきます。  
 ・支払利息が毎月の償還額より大きくなり、貸付元金が減少しない状況の場合  
 ・貸付元金の償還期間が最長の35年を過ぎる場合

※災害貸付については、金利変更に伴い、厚生会の算出方法により償還額を変更させていただきます。

## 2 償還

「返済」を表す用語として、厚生会の貸付事業では「償還」を用いています。

**ア** 厚生会の現在の利息支払方法は元利均等払いです。

**元利均等払**…元金と利息を均等に償還する方法

**イ** 償還方法には、定時償還・ボーナス償還、特別償還があります。

### 定時償還・ボーナス償還

▼定時償還…毎月の給与から、引取りにより、元利均等額を償還する方法



▼ボーナス償還…定時償還と併用し、年2回のボーナスから償還する方法

- 併用可能な貸付…短期貸付・すまいる住宅貸付
- すまいる住宅貸付のボーナス分は元金の返済に充当
- 申込額…短期貸付は貸付申込金額の2分の1まで
- 併用開始月…5月から10月送金→12月ボーナス分から11月から4月送金→6月ボーナス分から

◎芦屋市の市費会員の方はボーナス併用をご利用いただけません。

**CHECK!**

※特別償還については、P45を参照ください。

## 3 厚生会貸付の借替制度

内容	新たな申込みの貸付金額から、借替える貸付の未償還元金(残高)を差し引き、残額を送金します。 【例】申込金額100万円 未償還元金335,685円 送金額664,315円	
手数料	無 料	
借替可能な貸付種類	借替前	借替後
	普通貸付	普通貸付
	即時貸付	普通貸付
	短期貸付	普通貸付
	ネット貸付	普通貸付
条件	償還回数が1/3以上返済していること 【例】120回返済の場合、40回以上返済している ※償還回数が1/3となるように一部償還した場合は、一部償還した翌月から借替え申込み可能	
申込締切日(送金日)	締切日	9日      19日 ↓      ↓ 送金日    20日    30日
		※29日の締切の受付は不可
	締切日や送金日が休業日の場合、日程が変更となりますので「今月のお知らせ(通知)」等でご確認ください。	

## 4 特別償還

■一括償還…定時償還途中で未償還の貸付元金を全額償還すること。

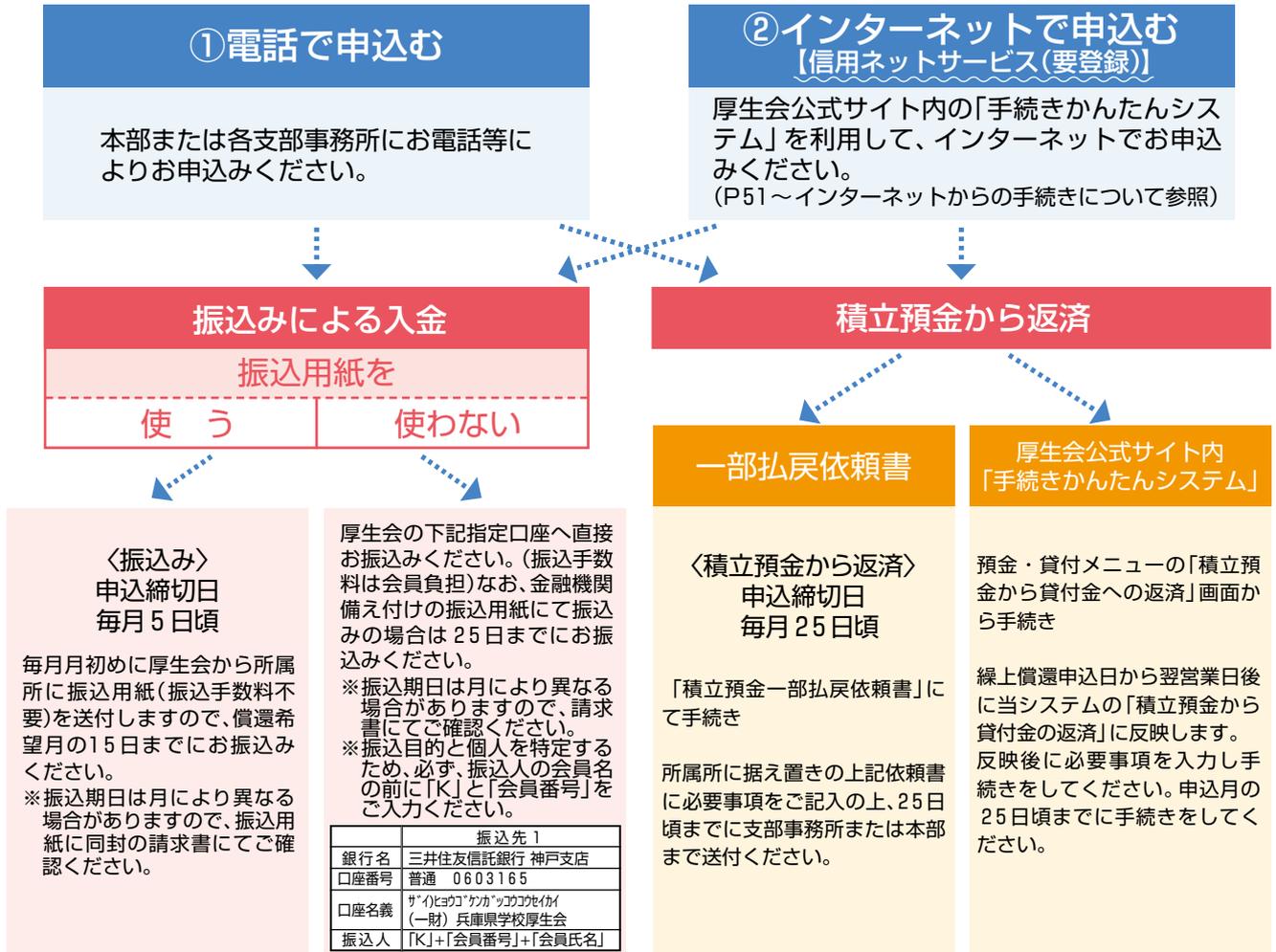
■一部償還…未償還元金の一部を償還すること（繰上返済）。

一部償還の確定返済金額は、厚生会より所属所に「貸付金償還請求書」を送付しますので、当請求書にてご確認ください。

■即時償還…会員が資格を喪失したときなどに、未償還の貸付元金を即時一括償還すること。

■一括償還、一部償還の申込みと手続方法

申込方法は2種類あります



■即時償還の申込みと手続方法

1.本部または各支部事務所にお電話等により退職のご連絡をください。

2.本部から請求書と振込用紙を送付します。

3.請求書に記載の期日までに振込みください。

※期日までに償還がない場合、延滞利息が発生することがあります。

※当会の銀行口座は24時間即時入金には対応していませんので、振込日にご注意ください。

## 申込みと手続きのスケジュール

